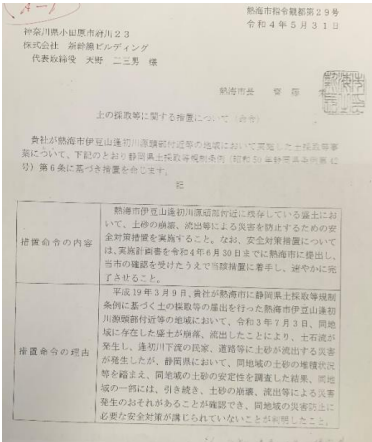


発行所：東洋時事 ジャーナル 東京都渋谷区道玄坂 2-15-1 TEL 03-3453-5880

『熱海土石流事件』真相究明!!

人災! 「業者の貪欲と行政の保身」が 28名の尊い命を奪った!

熱海市が発した「措置命令」の怪! (条例第6条に基づく措置を命じる)



「当該土の採取等を行っている者」に対する措置命令を定めている。「措置命令」を発出時点(令和2年5月22日)で「土の採取等を行っていた者」が要件となり、命令対象は現所有者の「麦島善光」となる。この事は、本条例第6条が、「土の採取等の完了の日又は廃止」後の措置命令について、改めて規定し、当該完了等から1年間のみ、例外的に措置命令を許容していることからも明らかである。前所有者は、2021年5月29日、「麦島善光」に対して、本件「措置命令」対象土地を売却、其の後の

県土採取等規制条例 第6条とは?

事業とは無関係で、麦島善光、その他麦島関係第三者によって、土砂の搬入等が実施されている。条例委員会でこの質疑でも麦島側の複数の人物(〇氏・〇氏)が産業廃棄物も含め廃棄・盛土したことを証言している。

県土採取等規制条例 第十一条 (地位の承継)

現所有者(麦島善光)が「土採取等の計画の届出をした者」の地位を承継している。「届出を出した者」について、相続、合併又は分割があった時は、相続人、合併後存続する法人若しくは合併に依り成立した法人又は、分割により当該事業を承継した法人は当該届出をした者の地位を承継する。

(参考資料 A-1)

当該土地(約5万坪)売買契約書に基づき「瑕疵の存在と留保金」問題! 「留保金」完成させるべき「防災工事」(熱海市指導)とその成り行き!

「トランスファアの沼尾氏から工事代金の支払請求があったので、麦島氏に伝えた」と言われる。天野が支払うべき金だから、天野から貰えと伝えろ!」と言われたのでそのように沼尾氏に伝えた。(契約書と覚書について) 「50万円の留保金は未 completion を完成させるための資金と覚書に書かれている。(警察押収) 麦島は「条例委員会で、裁判でも50万円を支払ったと言っているが総て嘘です。50万円の沼尾氏からの請求書はそのままです。」工事着手金の50万円は誰が支払ったのか? 「沼尾氏は麦島から貰った」といっているが「解らない。麦島は「当該土地の売却仲介人、市河氏は仲介手数料がもらえないとボヤいていました。彼は生前、困って、麦島から50万円借り受けました。(本来借入すべき金額ではない。未集金の仲介手数料の方が高額。市河氏の悲報を麦島に伝えた時、驚きました。「あのジジイ、死んだか。50万円取り損ねた。」と

M氏証言(麦島元社員) 取材工事中断の理由!

「トランスファアの沼尾氏から工事代金の支払請求があったので、麦島氏に伝えた」と言われる。天野が支払うべき金だから、天野から貰えと伝えろ!」と言われたのでそのように沼尾氏に伝えた。(契約書と覚書について) 「50万円の留保金は未 completion を完成させるための資金と覚書に書かれている。(警察押収) 麦島は「条例委員会で、裁判でも50万円を支払ったと言っているが総て嘘です。50万円の沼尾氏からの請求書はそのままです。」工事着手金の50万円は誰が支払ったのか? 「沼尾氏は麦島から貰った」といっているが「解らない。麦島は「当該土地の売却仲介人、市河氏は仲介手数料がもらえないとボヤいていました。彼は生前、困って、麦島から50万円借り受けました。(本来借入すべき金額ではない。未集金の仲介手数料の方が高額。市河氏の悲報を麦島に伝えた時、驚きました。「あのジジイ、死んだか。50万円取り損ねた。」と

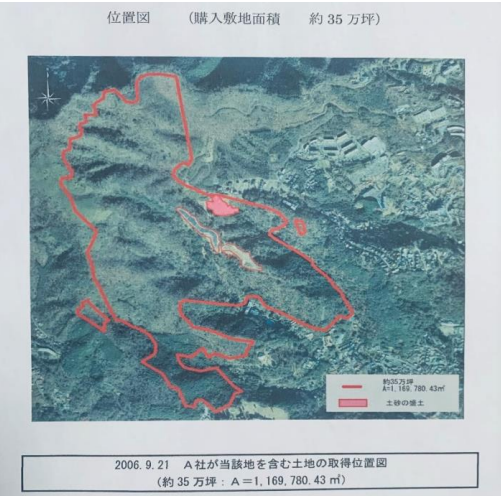
熱海市から指導された「防災工事」は「未完成工」の完了! 1. ひな壇部分の硬化剤により固める事 2. 産業廃棄物を場外に搬出処理する事 3. 側溝(排水用水路)を設置する事 熱海市から指導された「防災工事」は「未完成工」の完了! 1. ひな壇部分の硬化剤により固める事 2. 産業廃棄物を場外に搬出処理する事 3. 側溝(排水用水路)を設置する事 熱海市から指導された「防災工事」は「未完成工」の完了! 1. ひな壇部分の硬化剤により固める事 2. 産業廃棄物を場外に搬出処理する事 3. 側溝(排水用水路)を設置する事



麦島善光氏

『麦島発言の嘘 —100条委員会 証人喚問』抜粋!

麦島「解らない」
一、是正内容も知りませんでしたか? 留保金はどうしましたか?
麦島「解らない」
一、モリヤ氏を知っていますか?
麦島「良く知っています」
一、沼尾氏に工事の着手金を支払った事をおぼえていますか?
麦島「覚えていません」
一、2021年6月、土地を取得してから、10年間「安全対策」をしましたか?
麦島「赤井谷に行った事もなく、いろいろあった(違法行為)も知らなかった。事故が発生して初めて知った。」
一、赤井谷には一度も行った事が無いのですか?
麦島「ハイ、行った事ありません」
一、トランスファア・沼尾氏に工事を依頼した事について、沼尾氏個人に対してか? 新幹線ビルディングの社員としてか?
麦島「新幹線ビルの社員としてである。直接依頼していない。市河氏に任せていた」
一、緊急伐採「した、抜根伐採材は何処に行ったのか?どこかに捨てる指示をされましたか? 三進の篠崎社長に処分を依頼しましたか?
麦島「そうです」
一、グラウンドについて、**麦島「ランドを止め、ヘリポートにしたかった。然し、難しい事がわかり**



行政(熱海市)の偏見と責任逃れの現実!

取りやめた
一、緊急伐採したがグラウンド計画が潰れ、ヘリポート計画も潰れ、源頭部に変更した。そこに、土砂等を搬入するよう指示しましたか?
麦島「指示していない」
一、S氏の証言に依るとガラ等産廃類が混じった「3トンの土砂を捨てた」と語っている。更に作業中現場に来て「何時までやっているんだ。いい加減埋めてしまえ!」と麦島氏に怒鳴られたと語っているが?
麦島「言ってません」

「清算会社に措置命令!なにを求め、期待しているのか?」「市民の安全」の為に何をなすべきか?」「市民の安全」を優先せよ! 県土採取等規制条例の勝手な法解釈に秘めた行政の思惑とは!」

逢初川土石流災害に係る「県行政対応検証委員会」に対して発出した「熱海市の破廉恥な要望」
一、熱海市から、「今回(土石流災害の発生)の責任は新幹線ビルディング(議事録には「社」)にある事を強調してもらいたい」との要望があった。
一、県土採取等規制条例の検討中の「開発行為等中断後の現場放置」について、「中断状態に於いて必要な安全対策を講じるよう指導していれば土石流被害を軽減できた可能性があったと思われる」この部分を削除するよう熱海市から要望があった。然し、各委員の意見で削除される事は無かった。
一、森林法について、熱海市は面積の実測をしていないにも拘らず、「十分な根拠と実測により基づいて判断した」と虚言を弄している。さらに、森林法に基づく規制は、市が元所有者に対する土採取等規制条例に基づく「措置命令」の発出を見送った、2021年2月頃以降も、一切行われていない。
一、廃掃法について、行為者の特定が困難である事を主な理由として結論されているが、「この特定に係る調査は十分に行われていたのか」などについて検証されていない。
2013年1月9日麦島氏



(議事録では〇者から、県東部健康福祉センター所長あてに書面が提出。(前所有者が残土搬入地|逢初川源頭部|他の箇所に関する廃棄物処理法第18条に基づく報告徴収)
2021年12月26日県が麦島から聴取した結果によれば「この書面は、自分が作成した物ではない」と語っている。
内容は、前所有者が赤井谷地内に投棄した廃棄物の撤去及び同社が放置している逢初川源流上部土地崩落現場の修復工事について、現土地所有者として、問題案件処理に善意を以って解決する覚悟。
前所有者が市の指導を無視して放置した伊豆山港及び逢初川下流水域へ土砂崩壊による二次被害防止の安全対策工事を施工。

「論点」
廃棄物処理法に基づく前所有者等への行政対応は適切であったか? 2013年1月9日東部健康福祉センターへの書状の内容について、麦島氏は其れを実行したのか。実行したのであれば施工結果を確認したのか? 実行されなかったのであれば、実施を継続的に要請したのか? 2021年6月28日現在、書面提出後、現在に至るまで当該現場の修復なし。



廃棄物処理法は許可業者のための業法。

排出業者の責任
産業廃棄物の排出事業者は、業法により排出した廃棄物を適正に処理する責任がある。
土地所有者の責任
産業廃棄物を撤去しなければならぬという廃棄物処理法上の義務はない。
但し、土地所有者には廃棄物処理法上の「清掃保持義務」が課される。(更に、民法上の責任が発生する)

※廃棄物処理法第29条(項)(清掃保持義務)土地の所有者又は占有者は、その所有・占有管理する土地において、他の者によつて不適正に処理された廃棄物と認められるものを発見した時は、速やかにその旨 都道府県知事又は市町村長に通報しなければならぬ。

※産業廃棄物法第18条(報告の徴収)
都道府県知事は、事業者、一般廃棄物、若しくは産業廃棄物又はこれらである物の疑いの有る物の収集・運搬又は処分を業とする者に対し、廃棄物若しくは廃棄物である物の疑いの有る物の保管・集積・運搬若しくは処分に関し必要な報告をする事...

「是正命令」の発令(熱海市指令観都第29号・2022年5月31日)

何故、防災工事を完成させなかったのか? 精算会社(新幹線ビルディング)に、今更、何を求め期待しているのか? 行政のミスを糊塗する為の「住民置き去り」の処置。

※達初川土石流災害に係る行政対応検証委員会(議事録)より。個別の検証と総合的な検証の結果を踏まえて、県・市の行政対応の評価を総括。結果的にあのような大災害の発生防止や被害軽減が出来なかった事を踏まえると「失敗だった」といえる。

特別委員会×麦島善光代理人弁護士
① 平成29年11月25日 崩落地引渡し以降も、前所有者や其の関係者が、麦島側の了解なく、崩落現場にて作業を行っていた。平成29年11月25日以降、崩落現場に廃棄物は存在しなかった。

特別委員会×麦島善光代理人弁護士

② 平成29年11月25日 前所有者関係者にて、木屑交じりの土が搬入された事があるが、同年11月25日には撤去が確認されている。
③ (法律関係) 「土採取等規制条例」上の義務を負うのは届出者であり、本件では、前所有者が義務を負う。所有権移転後も同様である。産業廃棄物の適正処理義務を負うのは産業廃棄物の排出者であり、前所有者が其の義務を負う(廃棄物処理法第29条)
④ (大規模崩落の危険性の認識について)

令和29年11月の災害発生まで、崩落現場で発生していたのは「盛土の表面が剥離する」程度のものではあつて、海が濁った時でも盛土の崩落は発生してはいない。熱海市の担当者でさえ崩落を予想した者は殆どおらず、大規模崩落の危険を前提とした行政指導などされていない。平成24年10月10日以降、「熱海市と麦島」との協議は一度も行われておらず、熱海市から、指導を受けた記録はない。静岡県についても、産業廃棄物についての指導があつたのみで、その他指導はない。平成25年1月30日付け、「熱海市伊豆山赤井谷内産廃処理について」と題する書面は、産業廃棄物処理を管轄する静岡県東部健康福祉センター宛に提出されたものであり、熱海市には関係ない。

コラム

公務員は身内をかばう体質! 公務員法第80条は「全体の奉仕者」として、ウンスンの月2日「熱海市議会本会議」で市観光建設部・窪田理事の答弁を聞いて。源頭部崩落付近に、盛土した前所有者が土地売却後も土砂搬入していた事を明らかにした。現所有者の関係者が、市に対し前所有者が土砂の搬入を開始したと連絡してきた記録が残っている。市に依ると、当該不動産が所有権移転後、現所有者との関係者が2022年2月に市に電話連絡し、2月10日に前所有者に対し搬入中止の「要請文書」を發出していた。更に現所有者に対し、窪田理事は「市は盛土の経緯を本人(麦島)とその代理人に対し、複数回説明(安全対策)を御願ひした。『前所有者は盛土への関与を否定、現所有者は盛土の存在さえ知らなかった。』と証言している。何故、『100条委員会』で出なかった『重大証言』が今、出てきたのか? 窪田氏は過去に「所有権移転後」、前所有者関係者に対し、「所有権が麦島氏(現所有者)に代わったから安心だ」と意味深な発言をしてきた。其れは、盛土や産廃不法投棄が改善され

市の見と保身!
県の行政対応検証委員会の議事録より抜粋
土地改変行為を繰り返した前所有者の対応について「今回、土石流災害の発生による責任は、前所有者にある事を強調してもらいたい。」との要望書が提出されていた。更に、検証中の「開発行為等中断後の現場放置」の記述について、「少なくとも中断状態において、必要安全対策を講じるよう指導していれば土石流被害を軽減できた可能性があつたと思われる」の部分を削除するよう熱海市から要望があつたと記録されている。この要望書の意味する事は熱海市担当官の「偏見と保身」が未曾有の悲劇をもたらした最大の原因ではないか?

東洋時事ジャーナル
原中栄伸

令和4年5月17日
達初川源頭部の盛り土の安定性に関する未公表部分の対応等について
静岡県
達初川源頭部の盛り土の安定性に関する未公表部分(P部、E部)の評価及び今後の対応を報告する。
1 P部(推定土砂量:不明※1)
※1 10,000㎡前後と思われるが、盛り土の精度の高い地山データが無いため、推定土砂量は不明とした。
(1) 盛り土の安定性
① 県や地質専門家等による現地調査
・地盤や植生に変化は見られず、すぐに表層崩壊が発生するようには見えない。(県は2021年7月4日の朝以降、幾度もこの場所の状況を調査しているが、現在まで変化は見られない。)
・湧水の流出箇所は見られない。
・P部の下部は森林となっており、一定の安定性は確保されているように見える。
② 地形・地質調査
・地下水の集水や滞留の可能性が低く、降雨時に地下水位が上昇する傾向も見られない。(ボーリング調査、電気探査より)
③ 安定性の評価
・標高が比較的に高い場所にあるため、盛り土内に地下水や表流水が集中しにくい場所ではない。
・変状も無く、盛り土内の水の飽和率※2が上昇する見込みが低い。
※2 飽和率:土の中の間隙を全て水で満たされている状態の高さを示す線
・下部の盛り土が安定していれば、崩壊の可能性は低い。
(2) 今後の対応
安定性の面からは早急に撤去をする必要はないが、廃棄物が埋められていることから、砂防担当部局と廃棄物担当部局と連携し、土地所有者に対策を求めたい。

2021年計測 オルソ図
崩落箇所
※左図:朝日航空が2021年7月
※右図:朝日航空が2021年7月

令和29年11月の災害発生まで、崩落現場で発生していたのは「盛土の表面が剥離する」程度のものではあつて、海が濁った時でも盛土の崩落は発生してはいない。熱海市の担当者でさえ崩落を予想した者は殆どおらず、大規模崩落の危険を前提とした行政指導などされていない。平成24年10月10日以降、「熱海市と麦島」との協議は一度も行われておらず、熱海市から、指導を受けた記録はない。静岡県についても、産業廃棄物についての指導があつたのみで、その他指導はない。平成25年1月30日付け、「熱海市伊豆山赤井谷内産廃処理について」と題する書面は、産業廃棄物処理を管轄する静岡県東部健康福祉センター宛に提出されたものであり、熱海市には関係ない。

公務員は身内をかばう体質! 公務員法第80条は「全体の奉仕者」として、ウンスンの月2日「熱海市議会本会議」で市観光建設部・窪田理事の答弁を聞いて。源頭部崩落付近に、盛土した前所有者が土地売却後も土砂搬入していた事を明らかにした。現所有者の関係者が、市に対し前所有者が土砂の搬入を開始したと連絡してきた記録が残っている。市に依ると、当該不動産が所有権移転後、現所有者との関係者が2022年2月に市に電話連絡し、2月10日に前所有者に対し搬入中止の「要請文書」を發出していた。更に現所有者に対し、窪田理事は「市は盛土の経緯を本人(麦島)とその代理人に対し、複数回説明(安全対策)を御願ひした。『前所有者は盛土への関与を否定、現所有者は盛土の存在さえ知らなかった。』と証言している。何故、『100条委員会』で出なかった『重大証言』が今、出てきたのか? 窪田氏は過去に「所有権移転後」、前所有者関係者に対し、「所有権が麦島氏(現所有者)に代わったから安心だ」と意味深な発言をしてきた。其れは、盛土や産廃不法投棄が改善され

東洋時事ジャーナル
原中栄伸

東洋時事ジャーナル
原中栄伸

熱海市指令観都第29号
令和4年5月31日
熱海市伊豆山赤井谷内産廃処理部付近に残存している盛土において、土砂の崩壊、流出等による災害を防止するための安全対策措置を実施すること。なお、安全対策措置については、実施計画書を令和4年6月30日までに熱海市に提出し、当市の確認を受けたうえで当該措置に着手し、速やかに完了させること。
平成19年3月9日、貴社が熱海市に静岡県土採取等規制条例に基づく土の採取等の届出を行った熱海市伊豆山赤井谷内産廃処理部付近の地域において、令和3年7月3日、同地域に存在した盛土が崩壊、流出したことにより、土砂が発生し、達初川下流の民家、道路等に土砂が流出する災害が発生したが、静岡県において、同地域の土砂の堆積状況等を踏まえ、同地域の土砂の安定性を調査した結果、同地域の一部には、引き継ぎ、土砂の崩壊、流出による災害発生のおそれがあることが確認でき、同地域の災害防止に必要な安全対策が講じられていないことが判明したこと。

特別委員会×麦島善光代理人弁護士
① 平成29年11月25日 崩落地引渡し以降も、前所有者や其の関係者が、麦島側の了解なく、崩落現場にて作業を行っていた。平成29年11月25日以降、崩落現場に廃棄物は存在しなかった。

市の見と保身!
県の行政対応検証委員会の議事録より抜粋
土地改変行為を繰り返した前所有者の対応について「今回、土石流災害の発生による責任は、前所有者にある事を強調してもらいたい。」との要望書が提出されていた。更に、検証中の「開発行為等中断後の現場放置」の記述について、「少なくとも中断状態において、必要安全対策を講じるよう指導していれば土石流被害を軽減できた可能性があつたと思われる」の部分を削除するよう熱海市から要望があつたと記録されている。この要望書の意味する事は熱海市担当官の「偏見と保身」が未曾有の悲劇をもたらした最大の原因ではないか?

巨大医療グループ「一般社団法人さくらライフ総合研究所」

(オーナー・中田賢一郎)の闇！

恐るべき「ブラック企業」の実態を暴く！



医療・介護分野で「法人
事業所を展開、関連法
人を含めると」法人、
職員数約500名、この巨
大医療グループが「補助金
詐欺」「医療事故」「労働基
準法違反」

「薬機法(旧薬事法)違
反」更に、医療グループと
は思えない

「威力業務妨害」「暴行傷
害事件」を引き起こしていた！

「アンタツチャブル
(無法地帯) 概要！」

医療法人格のない「さくらラ
イフ」を受けた。指導に対
し、中田前理事長は「誓約
書」を行政に提出してい

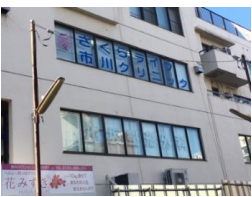
る。不祥事による理事長
解任と同時に所属医師
氏が医療法人社団育陽会
「さくら練馬病院」の新理
事長に就任。(2020年二
月24日)、雇用契約関係
を研究所と結び「練馬さ
くら病院」の経営に当たる
事になった。然し、其の後
中田賢一郎は行政指導を
無視し、練馬さくら病院

にかかわり続け、医療法
人社団の印鑑・通帳・労
務管理など継続管理して
いた。

「さくらライフ研究所」
は、病院(大河内病院・
吾妻さくら病院・春日部
病院・練馬さくら病院)
及び、その他、多数のク
リニックを管理下に置
き、総ての運営管理を行
っている。各医療法人は、
独立が基本であるにも拘
らず、違法の限りを尽く
している。更に、練馬区
の補助金を搾取(5,50万
円)、各医療法人で助成金
詐欺が行われている疑惑
が持ち上がった。

「新型コロナウイルス」
による感染拡大が一応の
沈静化をみせ、其れに伴
い、給付金の不正受給な
ど「魔女狩り」が本格化。
個人、法人、医療機関に
も、厳しい監視の眼が向
けられる。そんな時期に
発覚した巨大医療グルー
プの不正事件である。

「補助金詐欺」疑惑！
育陽会・練馬さくら病院
の例。(5,50万円の行方)
中田賢一郎前理事長の現
行犯逮捕を受けて、補助
金支給が行政よりストッ
プが掛かった。そこで急
遽、新任の理事長を選任
したのは、「補助金搾取」
が目的ではなかったの
か？其れを裏付けるよう
に、作為に満ちた、「新理
事長」の短期間の解任劇
だ。(2020・11・24就任、
2021・5・31解任)。補助
金が行政(練馬区)から
振り込まれると同時に解
任。然も、「違法な理事会
開催」の強引な解任劇！
新理事長の出席無しでの
解任に、現在「地位保全」
の民事訴訟が提起されて
いる。さらに、補助金の
使途について、さくらラ
イフ総合研究所が「育陽
会・練馬さくら病院に貸
し付けた借金の返済」と
して処理、本来の補助金
支給の使途に明確に抵触
する。「補助金詐欺・横領」
の手段である。



頻繁に発生する医療事故
と不適切治療の実態！
短期間(2020・10・23から
2020・11・28、六ヶ月間)
に、二件の不審死？
「さくら練馬病院」に新
看護顧問？宝田忠子(田
中賢一郎の右腕)が着任
後、急増している事実。
内部告発者は「カルテ等
証拠書類」が揃っている
と証言。

「医療事故」疑惑！
例えは、前医者(医療機
関・クリニック)からの
紹介状の内容(治験)に
合わない治療と入院後早
すぎる死亡。
更に、患者の特権である
「セカンドオピニオン」
を無視、転院を許さず、
病名のデッチあげ。不用
意な精神薬の投与。
当該病院では全患者に、
高額治療の「入院精神療
法」を取れ！との指示が、
中田賢一郎オーナーから
発出されていると証言す
る。現在も、関連各医院
で医療事故が進行中との
危険な情報がある。本紙
は、被害者(？)の家族と
の取材を通じ「集団訴訟」
に持ち込む「被害者の会」
を立上げ徹底説明する。

「違反疑惑」
「向精神薬」種類、計
「5錠」が、処方箋無
し、使用目的不明のま
ま、田中賢一郎に依って
持ち出された。2020・
11・24付け「麻薬処方
箋」扱いで、勤務してい
ない医師のサインが発見
されている。この時期に
符合して2020・11・25
「危険ドラッグ販売・所
持」の疑いで、現行犯逮
捕されている。

「暴力業務妨害」
「吾妻さくら病院」に匿
っていた事実がある。現
行犯逮捕されたのも群馬
県警である。「病院・養
護施設など、薬物入手
できる人物と反社会的勢
力」が結託すれば「裏社
会の資金源と薬物依存者
の氾濫」という極めて危
険な構図が出来上がる。

「労働基準法」
「違反疑惑」
「さくらライフ総合研究所」
は、病院(大河内病院・
吾妻さくら病院・春日部
病院・練馬さくら病院)
及び、その他、多数のク
リニックを管理下に置
き、総ての運営管理を行
っている。各医療法人は、
独立が基本であるにも拘
らず、違法の限りを尽く
している。更に、練馬区
の補助金を搾取(5,50万
円)、各医療法人で助成金
詐欺が行われている疑惑
が持ち上がった。

「暴行傷害事件」
2021年5月1日練馬さく
ら病院の事務所前理事
長でありオーナーである
中田賢一郎が侵入。(20時
5分頃)、夜間直直の為
出勤した被害者医師に対
し個人所有の携帯電話を
奪い、更に、抗議する当直
医師に対し、顔面を殴打
腹部を蹴り上げられ、首
を絞められるなどの暴行
を受けた。周囲の職員が
警察と救急車を呼び、暴
行を受けた本人は光が丘
病院に救急搬送、治療を
受けた。執拗に繰り返さ
れるパワーハラスメン
ト、中田側には「何らかの目
論見・陰謀」がなければ
ならない。第一に考えら
れるのは、「補助金詐欺」
中田が理事長では補助金
を得られない。行政(練馬
区)から、刑事事件(危険
薬物所持・販売)を引起し
た事により「病院への関
与と理事長交代」を指導
され、そこで新理事長が
誕生した。これで「補助金
の受給」は確保した。
(新理事長に内緒で、補
助金用の銀行口座を開
設、取引印と通帳を確保

グループオーナー「中田賢
一郎」の聖職者「医師」
として人格欠如「薬物依
存と暴力行為(パワーハラ
ウ)」の実態を暴く！
2021年3月26日「威力業
務妨害」育陽会、練馬さく
ら病院に、夜勤当直とし
て被害者医師にに対し、中
田賢一郎は院内の連絡
用に使用していた、当該
医師の携帯電話強引に取
上げた。新理事長が行政
指導に基づき中田らの病
院の「退去命令」を出した
が、受け入れられず。その
後、「治療用パソコン」持
ち出し、患者への医療行
為を妨害した。業務用パ
ソコンの紛失は「患者・利
用者」の人命にかかわる
重大事。

「違法疑惑」
「違反疑惑」
「さくらライフ総合研究所」
は、病院(大河内病院・
吾妻さくら病院・春日部
病院・練馬さくら病院)
及び、その他、多数のク
リニックを管理下に置
き、総ての運営管理を行
っている。各医療法人は、
独立が基本であるにも拘
らず、違法の限りを尽く
している。更に、練馬区
の補助金を搾取(5,50万
円)、各医療法人で助成金
詐欺が行われている疑惑
が持ち上がった。

「違法疑惑」
「違反疑惑」
「さくらライフ総合研究所」
は、病院(大河内病院・
吾妻さくら病院・春日部
病院・練馬さくら病院)
及び、その他、多数のク
リニックを管理下に置
き、総ての運営管理を行
っている。各医療法人は、
独立が基本であるにも拘
らず、違法の限りを尽く
している。更に、練馬区
の補助金を搾取(5,50万
円)、各医療法人で助成金
詐欺が行われている疑惑
が持ち上がった。

「違法疑惑」
「違反疑惑」
「さくらライフ総合研究所」
は、病院(大河内病院・
吾妻さくら病院・春日部
病院・練馬さくら病院)
及び、その他、多数のク
リニックを管理下に置
き、総ての運営管理を行
っている。各医療法人は、
独立が基本であるにも拘
らず、違法の限りを尽く
している。更に、練馬区
の補助金を搾取(5,50万
円)、各医療法人で助成金
詐欺が行われている疑惑
が持ち上がった。

「違法疑惑」
「違反疑惑」
「さくらライフ総合研究所」
は、病院(大河内病院・
吾妻さくら病院・春日部
病院・練馬さくら病院)
及び、その他、多数のク
リニックを管理下に置
き、総ての運営管理を行
っている。各医療法人は、
独立が基本であるにも拘
らず、違法の限りを尽く
している。更に、練馬区
の補助金を搾取(5,50万
円)、各医療法人で助成金
詐欺が行われている疑惑
が持ち上がった。

「違法疑惑」
「違反疑惑」
「さくらライフ総合研究所」
は、病院(大河内病院・
吾妻さくら病院・春日部
病院・練馬さくら病院)
及び、その他、多数のク
リニックを管理下に置
き、総ての運営管理を行
っている。各医療法人は、
独立が基本であるにも拘
らず、違法の限りを尽く
している。更に、練馬区
の補助金を搾取(5,50万
円)、各医療法人で助成金
詐欺が行われている疑惑
が持ち上がった。

「違法疑惑」
「違反疑惑」
「さくらライフ総合研究所」
は、病院(大河内病院・
吾妻さくら病院・春日部
病院・練馬さくら病院)
及び、その他、多数のク
リニックを管理下に置
き、総ての運営管理を行
っている。各医療法人は、
独立が基本であるにも拘
らず、違法の限りを尽く
している。更に、練馬区
の補助金を搾取(5,50万
円)、各医療法人で助成金
詐欺が行われている疑惑
が持ち上がった。

「違法疑惑」
「違反疑惑」
「さくらライフ総合研究所」
は、病院(大河内病院・
吾妻さくら病院・春日部
病院・練馬さくら病院)
及び、その他、多数のク
リニックを管理下に置
き、総ての運営管理を行
っている。各医療法人は、
独立が基本であるにも拘
らず、違法の限りを尽く
している。更に、練馬区
の補助金を搾取(5,50万
円)、各医療法人で助成金
詐欺が行われている疑惑
が持ち上がった。

「違法疑惑」
「違反疑惑」
「さくらライフ総合研究所」
は、病院(大河内病院・
吾妻さくら病院・春日部
病院・練馬さくら病院)
及び、その他、多数のク
リニックを管理下に置
き、総ての運営管理を行
っている。各医療法人は、
独立が基本であるにも拘
らず、違法の限りを尽く
している。更に、練馬区
の補助金を搾取(5,50万
円)、各医療法人で助成金
詐欺が行われている疑惑
が持ち上がった。

「違法疑惑」
「違反疑惑」
「さくらライフ総合研究所」
は、病院(大河内病院・
吾妻さくら病院・春日部
病院・練馬さくら病院)
及び、その他、多数のク
リニックを管理下に置
き、総ての運営管理を行
っている。各医療法人は、
独立が基本であるにも拘
らず、違法の限りを尽く
している。更に、練馬区
の補助金を搾取(5,50万
円)、各医療法人で助成金
詐欺が行われている疑惑
が持ち上がった。

「違法疑惑」
「違反疑惑」
「さくらライフ総合研究所」
は、病院(大河内病院・
吾妻さくら病院・春日部
病院・練馬さくら病院)
及び、その他、多数のク
リニックを管理下に置
き、総ての運営管理を行
っている。各医療法人は、
独立が基本であるにも拘
らず、違法の限りを尽く
している。更に、練馬区
の補助金を搾取(5,50万
円)、各医療法人で助成金
詐欺が行われている疑惑
が持ち上がった。

「違法疑惑」
「違反疑惑」
「さくらライフ総合研究所」
は、病院(大河内病院・
吾妻さくら病院・春日部
病院・練馬さくら病院)
及び、その他、多数のク
リニックを管理下に置
き、総ての運営管理を行
っている。各医療法人は、
独立が基本であるにも拘
らず、違法の限りを尽く
している。更に、練馬区
の補助金を搾取(5,50万
円)、各医療法人で助成金
詐欺が行われている疑惑
が持ち上がった。

「違法疑惑」
「違反疑惑」
「さくらライフ総合研究所」
は、病院(大河内病院・
吾妻さくら病院・春日部
病院・練馬さくら病院)
及び、その他、多数のク
リニックを管理下に置
き、総ての運営管理を行
っている。各医療法人は、
独立が基本であるにも拘
らず、違法の限りを尽く
している。更に、練馬区
の補助金を搾取(5,50万
円)、各医療法人で助成金
詐欺が行われている疑惑
が持ち上がった。

「違法疑惑」
「違反疑惑」
「さくらライフ総合研究所」
は、病院(大河内病院・
吾妻さくら病院・春日部
病院・練馬さくら病院)
及び、その他、多数のク
リニックを管理下に置
き、総ての運営管理を行
っている。各医療法人は、
独立が基本であるにも拘
らず、違法の限りを尽く
している。更に、練馬区
の補助金を搾取(5,50万
円)、各医療法人で助成金
詐欺が行われている疑惑
が持ち上がった。